

## 老齢厚生年金

### ①受給資格期間

老齢基礎年金と同じ。(老齢基礎年金の受給資格を満たしていれば、厚生年金に1ヶ月でも加入していれば受給できます。ただし、60歳前半の老齢厚生年金を受給するためには、厚生年金に1年以上加入している必要があります。)

### ②支給開始年齢

60歳前半の老齢厚生年金 60歳。(平成6年及び12年改正により、段階的に引上げ(表4-1参照))

老齢厚生年金 65歳。(ただし、60歳からの繰上げ受給や、66歳以降の繰下げ受給を請求することができます。(注))

60歳～64歳：(1) + (2) + (3) (表4-1参照)

65歳以上： (2) + (3)

(1) 定額部分・・・(1,676円～3,143円※) × (被保険者期間の月数) × 0.985

(2) 報酬比例部分・・・[(平均標準報酬月額) × (10/1000～7.5/1000※) × (平成15年3月までの被保険者期間の月数) + (平均標準報酬額) × (7.692/1000～5.769/1000※) × (平成15年4月以後の被保険者期間の月数)] × 1.031 × 0.985

※単価・乗率は生年月日により異なります。

(3) 加給年金(定額部分が加算される場合に限る)

・妻 227,900円 ・第1子および第2子 227,900円 ・第3子以降 各 75,900円

※加給年金の支給要件は次のとおりです

- ①本人の厚生年金加入期間が20年以上(40歳(女子は35歳)以後15年以上)
- ②配偶者の厚生年金加入期間が20年未満であること
- ③配偶者が65歳未満で生計維持関係にあること
- ④配偶者の年収が850万未満であること。なお、子ども(18歳の誕生日の属する年度の年度末を経過していない子、20歳未満で1級又は2級の障害者)がいる場合、人数に応じて加算。

(注) 老齢厚生年金の繰下げ支給は平成19(2007)年4月1日より施行されます。なお、施行日前に老齢厚生年金の受給権を有している人は対象となりません。

### ＜年金の支給停止＞

#### ○60歳～64歳

在職中は、一部又は全部の支給停止が行われます。(計算は以下のとおり行われます。)

- 1 賃金(ボーナス込み月収。以下同じ。)と年金の合計額が28万円となるまで年金を全額支給。
- 2 賃金と年金の合計額が28万円を超えた場合、賃金が48万円になるまでは賃金が2増えれば年金を1停止。
- 3 賃金が48万円を超えた場合、賃金の増加分だけ年金を停止。

#### ○65歳～69歳(この仕組みは平成14年4月2日以後に65歳に到達する人から適用されます。)

65歳～69歳の間の年金支給額も、受給権者の在職中は、一部又は全部の支給停止が行われます。(計算は以下のとおり行われます。)

- 1 賃金(ボーナス込み月収。以下同じ。)と厚生年金(報酬比例部分)との合計額が48万円に達するまでは、満額の厚生年金を支給
- 2 これを上回る場合には、賃金の増加2に対して、年金1を停止
- 3 なお、基礎年金は支給停止せず、全額支給

※平成19(2007)年4月1日から70歳以上の被用者にも適用拡大されます。ただし、65歳～69歳の場合と異なり、70歳以上の被用者を被保険者として保険料徴収の対象とすることはありません。なお、この施行日において、70歳以上の人(昭和12年4月1日以前生まれの人)には適用されません。